

インターネットフィルタリングの運用ガイドライン

(目的)

第1条 管理要綱の第6条第1項の規定により、児童生徒をインターネットの有害情報から子どもたちを守るため必要な事項を定める。

(フィルタリング)

第2条 児童生徒用フィルタリングには、安全なアクセス許可リスト方式とし、教職員用フィルタリングには、アクセス禁止リスト方式とする。

(運用)

第3条 教育ネット接続コンピュータの設定及びアクセス許可リストへのホームページ追加における運用に関しては、別途通知するものとする。

附則

このガイドラインは平成14年6月12日から施行する。